

仙台市教育情報ネットワークの利用に関する要領

(平成15年2月25日 教育長決裁)

(趣 旨)

第1条 この要領は、市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「市立学校」という。）における仙台市教育情報ネットワーク（以下「仙台 edu ネット」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用の目的)

第2条 仙台 edu ネットの利用は、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の情報活用能力の育成及び学校の情報化を目的として行う。

(情報モラルの遵守)

第3条 仙台 edu ネットを利用する教職員は、情報モラルに反する次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法令及び公序良俗に反する行為
- (2) 営利を目的とする行為
- (3) 第三者の著作権その他の権利を侵害する行為
- (4) 第三者を誹謗中傷する行為及び差別につながる行為
- (5) その他市立学校の園長、校長（以下「校長等」という。）が不相当と判断する行為

2 教職員は、授業等で児童生徒等に仙台 edu ネットを利用させる場合、児童生徒等に対し基本的な情報モラルについて十分に指導し、情報発信者及び受信者としての自覚と責任について正しく理解させるように努めるものとする。

3 教職員は、教育上有害な情報の取扱いに十分留意するものとする。

(利用の適正管理)

第4条 校長等は、仙台 edu ネットの利用の適正な管理に努めるとともに、学校内に情報教育担当者を置くものとする。

2 校長等は、仙台 edu ネットを利用して、ハッキング（他人のシステムを不正な手段で操作すること。）やクラッキング（他人のコンピュータのデータやプログラムを盗み見たり、改ざんや破壊などを行うこと。）などの不法行為や不適切な Web ページの閲覧あるいは相手を誹謗中傷するような掲示板への書き込み等が行われた場合には、速やかに教育委員会に報告するものとする。

3 仙台 edu ネットに接続できるコンピュータは、次に定めるとおりとする。

- (1) 教育委員会及び国等が設置したコンピュータ並びに市立学校が購入したコンピュータ
- (2) 教職員の私的なコンピュータのうち、校長等が承認した物

(コンピュータウイルス対策)

第5条 校長等は、仙台 edu ネットの利用に当たり、OS（基本ソフトウェア）のアップデート並びに最新のワクチンソフトによるウイルス検査及び駆除を定期的に行うものとする。

(情報の発信)

第6条 教職員は、仙台 edu ネットにより情報を発信する場合、教育目的であることを十分認識し、校長等の承認を得るものとする。

2 校長等は、仙台 edu ネットを利用した学校 Web ページ等により、児童生徒等、保護者、地域住民等を対象に、学校の情報を発信するように努めなければならない。

3 校長等は、学校 Web ページを定期的に、又は内容に変更が生じたときに更新するなど、常に最新の情報を発信するものとする。

4 校長等は、仙台 edu ネットにより新たに学校 Web ページを設置する場合、事前に教育長に「仙台市教育情報ネットワークによる学校 Web ページ発信に係る事業計画書」(様式 1) を提出し、承認を得なければならない。

5 校長等は、学校 Web ページにより第三者の著作物の情報を発信する場合、著作権法に基づき著作権者の承諾を得るものとする。なお、第三者の著作物の情報について、当該著作権者から訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 校長等は、仙台 edu ネットの利用に当たり、個人情報保護条例（平成16年仙台市条例第49号）に基づき個人情報の保護を図らなければならない。

2 仙台 edu ネットによる個人情報の発信は、校長等が学校教育のために必要と認めた場合に限るものとする。

3 校長等は、事前に児童生徒等及び当該児童生徒等の保護者に対して、個人情報を発信する理由を説明した上で、その都度同意を得なければならない。なお、同意を得るに当たっては、「学校 Web ページによる個人情報発信に係る同意書」(様式 2) を参考に、学校ごとに様式を定め行うものとする。

4 仙台 edu ネットで発信する児童生徒等の個人情報については、次の各号に定めるところによる。

(1) 氏名の記載に当たっては、原則として姓のみ、又はイニシャルとする。ただし、教育上必要ある場合には、姓名の記載もできる。

(2) 学習成果や意見等については、教育上の効果を適切に判断し発信することができる。

(3) 顔写真の掲載は必要最小限とする。また、情報を組み合わせることにより個人が判明しないように十分注意する。

(4) 住所、電話番号、生年月日等の個人情報は発信しないものとする。

5 校長等は、児童生徒等に関する情報について、本人又は保護者から訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講ずるものとする。また、閲覧者等から情報内容に対して指摘を受けた場合についても、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(各学校のネットワーク等の管理、運用に関する規程)

第8条 校長等は、学校におけるネットワーク等の管理、運用に関する規程を作成し、校内での遵守に努めるものとする。

(委任)

第9条 この要領の実施に関し必要な事項は、教育長が定めるものとする。

附 則

(1) 平成10年3月4日教育長決裁の仙台市立学校におけるインターネットの利用に関する要領は、平成15年3月31日をもって廃止する。

(2) この要領は、平成15年4月1日から実施する。

附 則 (平成18年 1月19日改正)

この要領は、平成18年2月1日から実施する。

附 則 (平成18年11月 8日改正)

この要領は、平成18年11月13日から実施する。

附 則 (平成19年 3月13日改正)

この要領は、平成19年4月1日から実施する。